

の會社の宣傳は誤りにて、二割の貯金を奨め、各人に貯金の通帳を所持せしめこの機会に各組合員をして貯金の風習を成さしめんとしたるものである。

(二) 労働條件の實際

(イ) 賃金及び時間

現在の労働條件は、主として大正十二年の労働爭議の解決に際して協定せるものであり、労働組合の組織後、著しく改善を見たるは争はれぬ事實である。(ヒロシキは廢せられ、年定め給料は日給となり労働者は多く妻帯し得る様になつた)現在の賃銀、男工に於いて平均一圓八十六錢、女工に於いて九十五錢、戸主には前記月二圓の補助料が加はるけれども、月收五十三圓内外である。會社が實收入二圓十五錢と稱するも、之は大工、桶工、樽工等の一部に過ぎず一般的なことではない。労働時間は實働八時間なれども、醸造工の七割は請負作業に従事し、一定の作業分量(大正十二年知事の調停によりて定りたるもの)を終るや、監督の許可を得て隨時帰宅をなすも差支へない事(大

正十二年の鑑定書に明示)となつて居る。(これは醸造工三百年來の風習であつて野田のみではないこの平均労働時間五時間である。而してこの種の醸造工の作業は極めて過激なるもので、寒中も裸體で汗を搾る状態で、長時間は不可能である。故に單に労働時間の短かきを云々するが如きは餘りに皮相なる見解であると云はねばならぬ。

(ロ) 其他

休日、昇給、其他の福利施設の實際は、前章に於いて述べたる如くである。

〔會社の宣傳と實際〕 (二頁四頁参照)

公私病治療の會社負擔 會社は、野田病院を建設して之をなしつゝありしも、技術の不良不親切、藥品の不良等の爲め、實際に於いては工員は自費を以つて他の醫師に就くの狀態であつた。家族に對する半額も亦同じ。而して「健康保險法の實施後は二分の一宛の割合を以つて保険料を負担す」と會社は云ふも、之健康保險法の定めるところであつて、法律上の義務である。之を會社の恩恵の如くに云ふは、むしろ滑稽であると云はねばならぬ。蹴出し作業(歩増制度)を労働者が行はないと云ふも、(四頁四行、八頁十行)現在之